

香南市放課後児童クラブ 令和8年度入会審査選考基準表

(1) 入会基準

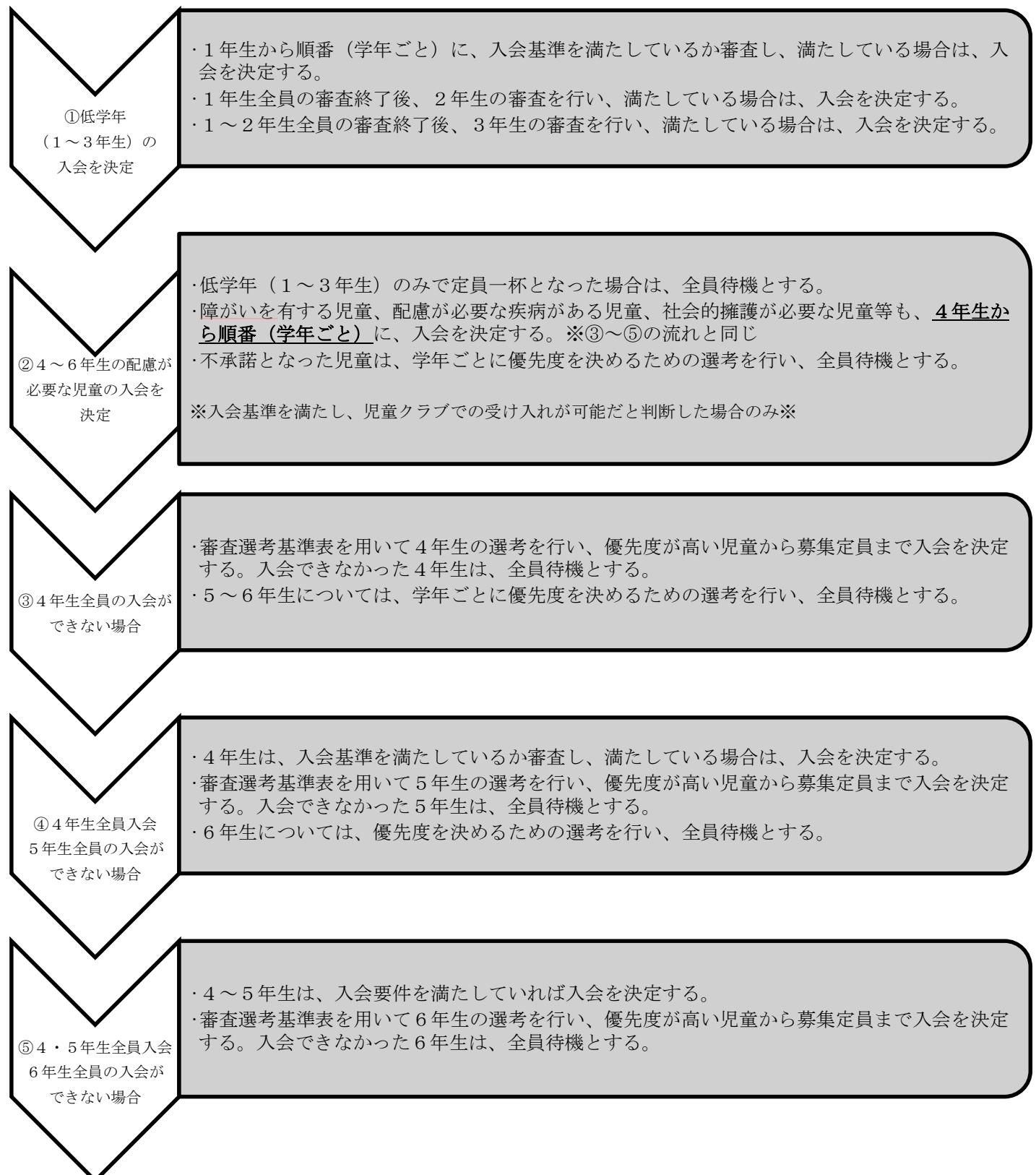
令和8年度に各児童クラブのある小学校に学籍のある1～6年生で、

【1～2年生】週3日以上14時を超えて就労（就学）しており、かつ、1日4時間以上就労（就学）している世帯の児童

【3年生以上】週3日以上15時を超えて就労（就学）しており、かつ、1日4時間以上就労（就学）している世帯の児童

【全学年共通】疾病や障がい、介護・看護等により保護者等が放課後等に保育できない世帯の児童

(2) 入会審査・選考の流れ



(3) 指数の算定方法

- 世帯員それぞれの基本指数（1～5のいずれか）を算出し、その基本指数に要件を満たしている調整指数Ⅰを加算する。（a）
- 上記1で算出した指数（a）を世帯員の間で比較し、最も低い指数を採用する。（b）
- 上記2で採用した指数（b）に要件を満たしている調整指数Ⅱを加算して算出された数が当該児童の点数。

例

父…自営外勤、週5日、月平均20日就労、就労時間：8時30分～17時15分（8時間45分で休憩1時間）
片道通勤時間：30分

母…幼稚園勤務、週4日、月平均16日就労、就労時間：9時00分～16時00分（7時間で休憩1時間）
片道通勤時間：15分 市内の施設で就労する幼稚園教諭

子…小学校4年生

- ・基本指数 …父：29、母：20
- ・調整指数Ⅰ …父：1、母：6
- ・基本指数+調整指数Ⅰ = (a) …父：30 > 母：26 ⇒ (b) = 26
- ・調整指数Ⅱ …0
- ・(b) + 調整指数Ⅱ = 上記児童の点数…26+0=26点

(4) 基本指數

- 基本指數の算出に当たっては、就労時間（休憩時間を含む）で判断し、通勤時間及び残業時間は含めない。
- 複数の類型に該当する場合は、いずれか高い基本指數に該当する項目を適用する。

番号	保護者の状況等			基本指數
	類型	細目		
1	就労	居宅外 (自営外勤・ 在宅勤務含)	月20日 以上 又は 週5日 以上	1日9時間以上の就労を常態としている
				30
				29
				28
				27
				26
				25
				24
				23
				22
				21
				20
				19
				18
				17
				16
				15

			1日 5時間以上 5時間 15分未満の就労を常態としている	14
			1日 4時間 45分以上 5時間未満の就労を常態としている	13
			1日 4時間 30分以上 4時間 45分未満の就労を常態としている	12
			1日 4時間 15分以上 4時間 30分未満の就労を常態としている	11
			1日 4時間以上 4時間 15分未満の就労を常態としている	10
			1日 9時間以上の就労を常態としている	28
			1日 8時間 45分以上 9時間未満の就労を常態としている	27
			1日 8時間 30分以上 8時間 45分未満の就労を常態としている	26
			1日 8時間 15分以上 8時間 30分未満の就労を常態としている	25
			1日 8時間以上 8時間 15分未満の就労を常態としている	24
			1日 7時間 45分以上 8時間未満の就労を常態としている	23
			1日 7時間 30分以上 7時間 45分未満の就労を常態としている	22
			1日 7時間 15分以上 7時間 30分未満の就労を常態としている	21
		月 16 日 以上	1日 7時間以上 7時間 15分未満の就労を常態としている	20
			1日 6時間 45分以上 7時間未満の就労を常態としている	19
			1日 6時間 30分以上 6時間 45分未満の就労を常態としている	18
			1日 6時間 15分以上 6時間 30分未満の就労を常態としている	17
			1日 6時間以上 6時間 15分未満の就労を常態としている	16
			1日 5時間 45分以上 6時間未満の就労を常態としている	15
			1日 5時間 30分以上 5時間 45分未満の就労を常態としている	14
			1日 5時間 15分以上 5時間 30分未満の就労を常態としている	13
			1日 5時間以上 5時間 15分未満の就労を常態としている	12
			1日 4時間 45分以上 5時間未満の就労を常態としている	11
			1日 4時間 30分以上 4時間 45分未満の就労を常態としている	10
			1日 4時間 15分以上 4時間 30分未満の就労を常態としている	9
			1日 4時間以上 4時間 15分未満の就労を常態としている	8
		月 12 日 以上	1日 9時間以上の就労を常態としている	26
			1日 8時間 45分以上 9時間未満の就労を常態としている	25
			1日 8時間 30分以上 8時間 45分未満の就労を常態としている	24
			1日 8時間 15分以上 8時間 30分未満の就労を常態としている	23
			1日 8時間以上 8時間 15分未満の就労を常態としている	22
			1日 7時間 45分以上 8時間未満の就労を常態としている	21
			1日 7時間 30分以上 7時間 45分未満の就労を常態としている	20
			1日 7時間 15分以上 7時間 30分未満の就労を常態としている	19
			1日 7時間以上 7時間 15分未満の就労を常態としている	18
			1日 6時間 45分以上 7時間未満の就労を常態としている	17
			1日 6時間 30分以上 6時間 45分未満の就労を常態としている	16
			1日 6時間 15分以上 6時間 30分未満の就労を常態としている	15
			1日 6時間以上 6時間 15分未満の就労を常態としている	14
			1日 5時間 45分以上 6時間未満の就労を常態としている	13

			1日 5時間 30分以上 5時間 45分未満の就労を常態としている	12
			1日 5時間 15分以上 5時間 30分未満の就労を常態としている	11
			1日 5時間以上 5時間 15分未満の就労を常態としている	10
			1日 4時間 45分以上 5時間未満の就労を常態としている	9
			1日 4時間 30分以上 4時間 45分未満の就労を常態としている	8
			1日 4時間 15分以上 4時間 30分未満の就労を常態としている	7
			1日 4時間以上 4時間 15分未満の就労を常態としている	6
			1日 9時間以上の就労を常態としている	28
			1日 8時間 45分以上 9時間未満の就労を常態としている	27
			1日 8時間 30分以上 8時間 45分未満の就労を常態としている	26
			1日 8時間 15分以上 8時間 30分未満の就労を常態としている	25
			1日 8時間以上 8時間 15分未満の就労を常態としている	24
			1日 7時間 45分以上 8時間未満の就労を常態としている	23
			1日 7時間 30分以上 7時間 45分未満の就労を常態としている	22
			1日 7時間 15分以上 7時間 30分未満の就労を常態としている	21
		月 20 日 以上	1日 7時間以上 7時間 15分未満の就労を常態としている	20
			1日 6時間 45分以上 7時間未満の就労を常態としている	19
			1日 6時間 30分以上 6時間 45分未満の就労を常態としている	18
			1日 6時間 15分以上 6時間 30分未満の就労を常態としている	17
			1日 6時間以上 6時間 15分未満の就労を常態としている	16
			1日 5時間 45分以上 6時間未満の就労を常態としている	15
			1日 5時間 30分以上 5時間 45分未満の就労を常態としている	14
			1日 5時間 15分以上 5時間 30分未満の就労を常態としている	13
			1日 5時間以上 5時間 15分未満の就労を常態としている	12
			1日 4時間 45分以上 5時間未満の就労を常態としている	11
			1日 4時間 30分以上 4時間 45分未満の就労を常態としている	10
			1日 4時間 15分以上 4時間 30分未満の就労を常態としている	9
			1日 4時間以上 4時間 15分未満の就労を常態としている	8
			1日 9時間以上の就労を常態としている	26
			1日 8時間 45分以上 9時間未満の就労を常態としている	25
			1日 8時間 30分以上 8時間 45分未満の就労を常態としている	24
			1日 8時間 15分以上 8時間 30分未満の就労を常態としている	23
		月 16 日 以上	1日 8時間以上 8時間 15分未満の就労を常態としている	22
			1日 7時間 45分以上 8時間未満の就労を常態としている	21
			1日 7時間 30分以上 7時間 45分未満の就労を常態としている	20
			1日 7時間 15分以上 7時間 30分未満の就労を常態としている	19
			1日 7時間以上 7時間 15分未満の就労を常態としている	18
			1日 6時間 45分以上 7時間未満の就労を常態としている	17
			1日 6時間 30分以上 6時間 45分未満の就労を常態としている	16
			1日 6時間 15分以上 6時間 30分未満の就労を常態としている	15
		週 5 日 以上		
		居宅内 (自営内勤含)		
		週 4 日 以上		

				1日 6時間以上 6時間15分未満の就労を常態としている	14
				1日 5時間45分以上 6時間未満の就労を常態としている	13
				1日 5時間30分以上 5時間45分未満の就労を常態としている	12
				1日 5時間15分以上 5時間30分未満の就労を常態としている	11
				1日 5時間以上 5時間15分未満の就労を常態としている	10
				1日 4時間45分以上 5時間未満の就労を常態としている	9
				1日 4時間30分以上 4時間45分未満の就労を常態としている	8
				1日 4時間15分以上 4時間30分未満の就労を常態としている	7
				1日 4時間以上 4時間15分未満の就労を常態としている	6
				1日 9時間以上の就労を常態としている	24
				1日 8時間45分以上 9時間未満の就労を常態としている	23
				1日 8時間30分以上 8時間45分未満の就労を常態としている	22
				1日 8時間15分以上 8時間30分未満の就労を常態としている	21
				1日 8時間以上 8時間15分未満の就労を常態としている	20
				1日 7時間45分以上 8時間未満の就労を常態としている	19
				1日 7時間30分以上 7時間45分未満の就労を常態としている	18
				1日 7時間15分以上 7時間30分未満の就労を常態としている	17
			月 12日 以上	1日 7時間以上 7時間15分未満の就労を常態としている	16
				1日 6時間45分以上 7時間未満の就労を常態としている	15
			又は 週 3日 以上	1日 6時間30分以上 6時間45分未満の就労を常態としている	14
				1日 6時間15分以上 6時間30分未満の就労を常態としている	13
				1日 6時間以上 6時間15分未満の就労を常態としている	12
				1日 5時間45分以上 6時間未満の就労を常態としている	11
				1日 5時間30分以上 5時間45分未満の就労を常態としている	10
				1日 5時間15分以上 5時間30分未満の就労を常態としている	9
				1日 5時間以上 5時間15分未満の就労を常態としている	8
				1日 4時間45分以上 5時間未満の就労を常態としている	7
				1日 4時間30分以上 4時間45分未満の就労を常態としている	6
				1日 4時間15分以上 4時間30分未満の就労を常態としている	5
				1日 4時間以上 4時間15分未満の就労を常態としている	4
	内職			上記、「居宅内（自営内勤含）」に準ずる	
				日中 9時間以上の就学を常態としている	29
				日中 8時間45分以上 9時間未満の就学を常態としている	28
				日中 8時間30分以上 8時間45分未満の就学を常態としている	27
			月 20日 以上	日中 8時間15分以上 8時間30分未満の就学を常態としている	26
				日中 8時間以上 8時間15分未満の就学を常態としている	25
			又は 週 5日 以上	日中 7時間45分以上 8時間未満の就学を常態としている	24
				日中 7時間30分以上 7時間45分未満の就学を常態としている	23
				日中 7時間15分以上 7時間30分未満の就学を常態としている	22
				日中 7時間以上 7時間15分未満の就学を常態としている	21
2	就学又は 職業（技能）訓練				

		日中 6 時間 45 分以上 7 時間未満の就学を常態としている	20
		日中 6 時間 30 分以上 6 時間 45 分未満の就学を常態としている	19
		日中 6 時間 15 分以上 6 時間 30 分未満の就学を常態としている	18
		日中 6 時間以上 6 時間 15 分未満の就学を常態としている	17
		日中 5 時間 45 分以上 6 時間未満の就学を常態としている	16
		日中 5 時間 30 分以上 5 時間 45 分未満の就学を常態としている	15
		日中 5 時間 15 分以上 5 時間 30 分未満の就学を常態としている	14
		日中 5 時間以上 5 時間 15 分未満の就学を常態としている	13
		日中 4 時間 45 分以上 5 時間未満の就学を常態としている	12
		日中 4 時間 30 分以上 4 時間 45 分未満の就学を常態としている	11
		日中 4 時間 15 分以上 4 時間 30 分未満の就学を常態としている	10
		日中 4 時間以上 4 時間 15 分未満の就学を常態としている	9
月 16 日 以上 又は 週 4 日 以上		日中 9 時間以上の就学を常態としている	27
		日中 8 時間 45 分以上 9 時間未満の就学を常態としている	26
		日中 8 時間 30 分以上 8 時間 45 分未満の就学を常態としている	25
		日中 8 時間 15 分以上 8 時間 30 分未満の就学を常態としている	24
		日中 8 時間以上 8 時間 15 分未満の就学を常態としている	23
		日中 7 時間 45 分以上 8 時間未満の就学を常態としている	22
		日中 7 時間 30 分以上 7 時間 45 分未満の就学を常態としている	21
		日中 7 時間 15 分以上 7 時間 30 分未満の就学を常態としている	20
		日中 7 時間以上 7 時間 15 分未満の就学を常態としている	19
		日中 6 時間 45 分以上 7 時間未満の就学を常態としている	18
		日中 6 時間 30 分以上 6 時間 45 分未満の就学を常態としている	17
		日中 6 時間 15 分以上 6 時間 30 分未満の就学を常態としている	16
		日中 6 時間以上 6 時間 15 分未満の就学を常態としている	15
		日中 5 時間 45 分以上 6 時間未満の就学を常態としている	14
		日中 5 時間 30 分以上 5 時間 45 分未満の就学を常態としている	13
		日中 5 時間 15 分以上 5 時間 30 分未満の就学を常態としている	12
		日中 5 時間以上 5 時間 15 分未満の就学を常態としている	11
		日中 4 時間 45 分以上 5 時間未満の就学を常態としている	10
		日中 4 時間 30 分以上 4 時間 45 分未満の就学を常態としている	9
		日中 4 時間 15 分以上 4 時間 30 分未満の就学を常態としている	8
		日中 4 時間以上 4 時間 15 分未満の就学を常態としている	7
月 12 日 以上 又は 週 3 日 以上		日中 9 時間以上の就学を常態としている	25
		日中 8 時間 45 分以上 9 時間未満の就学を常態としている	24
		日中 8 時間 30 分以上 8 時間 45 分未満の就学を常態としている	23
		日中 8 時間 15 分以上 8 時間 30 分未満の就学を常態としている	22
		日中 8 時間以上 8 時間 15 分未満の就学を常態としている	21
		日中 7 時間 45 分以上 8 時間未満の就学を常態としている	20
		日中 7 時間 30 分以上 7 時間 45 分未満の就学を常態としている	19

			日中 7 時間 15 分以上 7 時間 30 分未満の就学を常態としている	18
			日中 7 時間以上 7 時間 15 分未満の就学を常態としている	17
			日中 6 時間 45 分以上 7 時間未満の就学を常態としている	16
			日中 6 時間 30 分以上 6 時間 45 分未満の就学を常態としている	15
			日中 6 時間 15 分以上 6 時間 30 分未満の就学を常態としている	14
			日中 6 時間以上 6 時間 15 分未満の就学を常態としている	13
			日中 5 時間 45 分以上 6 時間未満の就学を常態としている	12
			日中 5 時間 30 分以上 5 時間 45 分未満の就学を常態としている	11
			日中 5 時間 15 分以上 5 時間 30 分未満の就学を常態としている	10
			日中 5 時間以上 5 時間 15 分未満の就学を常態としている	9
			日中 4 時間 45 分以上 5 時間未満の就学を常態としている	8
			日中 4 時間 30 分以上 4 時間 45 分未満の就学を常態としている	7
			日中 4 時間 15 分以上 4 時間 30 分未満の就学を常態としている	6
			日中 4 時間以上 4 時間 15 分未満の就学を常態としている	5
3	出産（産前）		出産予定日の後 8 週に達する日を含む月末まで	26
4 疾病等	障がい等	入院	1 か月以上入院する（予定含）の場合	34
		居宅内	常時病臥、感染症又は難病に罹患している場合	34
			精神性疾患（精神障害者保健福祉手帳 2 級程度以上）の場合	34
		一般療養	保育が困難と認める場合	26
			保育がやや困難と認める場合	22
		障がい等	身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 1・A 2 のいずれかを有する場合、又は、介護認定が要介護 3～5 のいずれかに該当する場合	34
			身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B 1・B 2 を有する場合、又は、介護認定が要介護 1～2 のいずれかに該当する場合	28
			身体障害者手帳 4・5 級を有する場合、又は、介護認定が要支援 1～2 のいずれかに該当する場合	22
	介護 看護	居宅外	要介護者、重度心身障がい者（児）等の常時介（看）護や通院、通所等のために保育が常時困難（週 5 日以上かつ日午後 4 時間以上）と認める場合	29
			病人や障がい者（児）等の介（看）護、通院、通所等のために保育が困難（週 4 日以上かつ日午後 4 時間以上）と認める場合	27
			上記以外の介（看）護で保育が困難（週 3 日以上かつ日午後 4 時間以上）と認める場合	25
		居宅内	同居している要介護者、重度心身障がい者（児）等の常時介（看）護や通院、通所等のために保育が常時困難（週 5 日以上かつ日午後 4 時間以上）と認める場合	27
			同居している病人や障がい者（児）等の介（看）護、通院、通所等のために保育が困難（週 4 日以上かつ日午後 4 時間以上）	25

			と認める場合	
			上記以外の介（看）護で保育が困難（週3日以上かつ日中午後4時間以上）と認める場合	23
5	災害		火災・震災・風水害等の災害復旧のため保育が困難な場合	34

(5) 調整指數 I

区分		指 数	
A. 片道通勤(通学)時間	1時間以上	2	
	30分以上	1	
B. 保護者等の就労	保育士（補助含）、幼稚園教諭（補助含）、放課後児童支援員（補助員含）として、教育・保育施設、放課後児童クラブに就労する（している）場合 ※有償ボランティアは除く	香南市内施設	6
		香南市外施設	3

(6) 調整指數 II

区分		指 数
ア. 世帯	一人保護者	20
イ. その他	特に保育の必要がある場合	50
	保護者負担金の滞納があり、面談が実施できない場合	-10

※一人保護者区分には、単身赴任は含め、祖父母等との同居は含めない。

※県内の単身赴任の場合は、就労のための居住地（住所地）が申込児童の住所地から自動車を用いて最も合理的な経路で2時間以上離れている場合に加算する。

(7) 同点の場合の優先順位

同一指數となった場合には、下記の優先順位の順とする。

第一：一人保護者
第二：保護者負担金を滞納していない世帯（卒会児分含む）
第三：就労等していない同居の世帯員（令和8年4月1日時点で18歳以上65歳未満の方）がいない世帯
第四：児童の居住地が市ハザードマップで津波浸水区域の世帯
第五：（3）1で算出した【基本指數】が高い世帯 (世帯員のうち【基本指數】が一番高い方で比較する)
第六：職場から当該小学校区児童クラブまでの距離が遠い世帯（第五で対象となった世帯員で比較する）
第七：兄弟姉妹2人以上で同時に入会を希望する世帯
第八：未就学の弟妹の人数が多い世帯

(8) 審査・選考に必要な添付書類

①児童に関する必要書類（該当する場合のみ）

番号	項目	必要な添付書類
1	障がいを有する児童	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、児童通所サービス受給者証等のいずれかの写し ・特別支援学級に在籍（予定含）又は通級による指導を受けている（予定含）場合は、入会申込書にその旨を記載 ・証明日から3か月以内の医師の診断書（意見書） <p>※上記のいずれか1つで可</p>
2	配慮が必要な疾病等を有する児童	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校において医療的ケアの実施を受けている場合は、入会申込書にその旨を記載 ・証明日から3か月以内の医師の診断書（意見書） <p>※上記のいずれか1つで可</p>
3	社会的擁護等が必要な児童	<ul style="list-style-type: none"> ・市健康対策課長、市福祉事務所長等が発行した社会的擁護等が必要なことが記載された意見書

②世帯に関する必要書類（該当する場合のみ）

番号	項目	必要な添付書類
1	ひとり親世帯	<p>児童扶養手当受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、国民年金証書（遺族基礎年金）のいずれかで、受給種別及び受給者氏名が分かるページの写し、又は、戸籍謄本・妙本（離婚日・死別日記載のもの）の写し</p> <p>※離婚調停中の場合は、離婚調停の申立書の写し 等</p>
2	単身赴任世帯	就労証明書に就労先住所が明記されていること

③就労等に関する必要書類（該当する番号のみ）

番号	類型	必要な添付書類		
1	就労	雇用されて いる方	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿やタイムカード等の写し（シフト・不規則・夜勤就労等の方のみ）	就労証明書は、証明日から申込受付期間最終日までに3か月が経過していないもの 変形労働制（シフト・不規則・夜勤就労等）や裁量労働制の場合は、就労実績の確認のため、直近3か月（令和7年10・11・12月）の出勤簿やタイムカード等の写しを添付
		自営業の方	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 自営業の証明 ※営業の確認ができる書類の写し	自営業の証明（写し） ・最新の営業許可証 ・開業届

				・最新の確定申告書 ・最新の源泉徴収票 等
	内職	□就労証明書 □タイムスケジュール（申立書裏面） □内職の内容の分かる資料 ※委託契約書、発注書、委託費振込通知書の写し 等	就労証明書は、証明日から3か月が経過していないもの	
2	就学又は職業（技能）訓練	□申立書 □在学証明書、学生証 等 □就学時間の分かるもの ※時間割 等		
3	求職活動	□申立書 □求職活動を行っていることが確認できる書類 ※ハローワーク受付票の写し、又は、雇用保険受給者証 等		
4	出産	□申立書 □就労証明書 □母子手帳（母の氏名及び出産予定日を記入したページのみ）の写し	就労証明書に、復職（職場復帰）予定日の記載が必要	
5	入院 疾病	□申立書 □診断書	市指定様式、又は、同内容を具備する診断書 ※証明日から3か月が経過していないもの	
	障がい 等	□申立書 □障害者手帳の写し	障がいの等級、受給者氏名等が分かれるページ	
	介護 看護	□申立書 □タイムスケジュール（申立書裏面） □障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し、診断書 等のいずれか	障害者手帳の写しは、障がいの等級、受給者氏名等が分かれるページ等 ※診断書は、証明日から3か月が経過していないもの	
6	災害	□申立書 □罹災証明書		

(9) その他運用

- ①変形労働制（シフト、不規則就労等）や裁量労働制、夜勤就労の場合、直近3カ月（令和7年10・11・12月）分の出勤簿やタイムカード等により、実績を考慮し基本指標を決定する。決定に当たっては、直近3カ月分を平均化して基本指標を算出する。
- ②夜勤就労の場合、翌日の終業時間に休憩時間（9時間）を加えた時間が、1～2年生は14時を超える、3年生以上は15時を超える場合において、夜勤明けの日を就労日とする。
 ※夜勤明け後については、児童を適切に保育ができないと考えるため、9時間の休憩時間を就労と同程度に取り扱

うこととする

③入会基準を満たさない方、入会を必要とする理由を証する書類の提出がない方の基本指数は0とし、調整指数Ⅰ・Ⅱともに0とする。

④特に保育の必要があると認められる場合には、基本指数が0であっても調整指数Ⅱを加算する。

⑤日中外出を常態としている求職活動中及び育休中（両親のうちどちらか、もしくは両方）の方は、募集定員（複数の児童クラブがある小学校ではその募集定員の合計）に10%以上の空きがある場合、又は、空きが出る見込みがある場合は、令和8年4月1日から入会することができる。

⑥育児休業を取得中で⑤の状況の場合、令和8年5月14日までに復職（職場復帰）することを条件とする。育児休業の延長により同年5月14日までに復職されていない場合は、同年5月31日をもって退会とする。なお、途中入会の場合は、入会月の翌月14日までに復職することを条件とし、復職されていない場合は、入会月の月末をもって退会とする。

⑦入会申込受付期間中（令和8年1月5日から1月16日まで）に求職活動中で、同年1月30日までに就労証明書（内定含）の提出がある場合、基本指数は「就労」により選考する。

⑧令和8年1月31日以降に追加の必要書類の提出があった児童や申請受付期間後に提出があった児童については、2次選考とする。ただし、1次選考で定員に達している場合は、待機児童とする。

⑨2次選考は、待機児童が発生している小学校区において、入会辞退等により定員に空きが出た場合に行うこととする。選考対象児童は、令和8年3月13日までに受付をしている児童全員とし、「(2) 入会審査・選考の流れ」に沿って、審査・選考を行うこととする。

⑩求職活動の方は、離職後90日が経過する日が属する月の末日まで在会することができる。

⑪転入予定での入会申込の場合、令和8年4月1日までに香南市へ転入することを条件とする。期日までに転入ができない場合は、入会決定を取り消すこととする。

⑫兼業（ダブルワーク）の場合は、2つの就労を合算して入会基準を満たしているか、基本指数等を判断することを原則とする。ただし、次の就労開始時間までに1時間以上の空き（移動時間除く）が発生する場合は、合算せずに放課後等に関係する就労状況のみで入会要件を満たしているか、基本指数等を判断する。

⑬有期雇用の方又は職業（技能）訓練を受講されている方で、雇用（受講）期間が令和8年3月31日までに終了する場合又は令和8年度の間に終了する場合は、雇用期間終了後の翌月30日までに雇用期間を延長（更新）した就労証明書若しくは新たな就労先での就労証明書の提出又は求職活動の申立書の提出を求める。

⑭入会申込受付期間中に就学中で令和8年3月31日までに卒業する場合は、同年4月30日までに就労証明書の提出を求める。

⑮放課後児童クラブの保護者負担金を滞納している世帯（現年分・過年度分（卒会児分含））の場合、入会決定通知の送付前等に滞納分の納付に関して面談等を実施する。面談の実施ができない場合は、「(6) 調整指数Ⅱ イ. その他 保護者負担金の滞納があり、面談が実施できない場合」を適用する。

(10) 本入会審査選考基準表における各種用語の定義

用語	定義
○固定労働制	<ul style="list-style-type: none">・就労する曜日、就労時間が決まっている（固定されている）場合・所定労働時間が、労働基準法第32条に定める1日8時間以内、1週40時間以内から変動がない場合 等
○変形労働制	<ul style="list-style-type: none">・就労する曜日、就労時間が週や月ごとに異なる場合（ローテーション等）・1年単位、1か月単位、1週間単位等の変形労働時間制

	で雇用されている場合 等
○裁量労働制	<ul style="list-style-type: none"> 専門業務型又は企画業務型 <p>※基本の就労日・就労時間等を申立書により申告が必要</p>
○夜勤就労	<ul style="list-style-type: none"> 就労時間が22時から翌日5時の時間帯(労働基準法第37条第4項に規定されている時間)を含み、かつ、終業時間が日を跨いでいる場合
○居宅外(自営外勤)	<ul style="list-style-type: none"> 就労、介護・看護場所が自宅以外の場合 自営業で、自宅から直線距離で(地図システムで確認)で5km以上離れている作業場(農地等)、店舗、事務所、営業(個人宅訪問等)等が1つでもある場合 <p>※複数ある場合は、自宅から直線距離で一番遠い作業場等で判断する</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働(雇用)契約を締結しており、自宅で勤務すること(在宅勤務)が許可されている場合
○居宅内(自営内勤)	<ul style="list-style-type: none"> 就労、介護・看護場所が自宅の場合 自営業で、自宅が作業場(農地等)、店舗、事務所等の場合 自営業で、自宅から直線距離(地図システムで確認)で5km未満の距離に作業場(農地等)、店舗、事務所等がある場合 <p>※複数ある場合は、自宅から直線距離で一番遠い作業場等で判断する</p>
○自営(業)	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主 一次産業者(農業、漁業、林業、畜産業等) 法人代表者(代表取締役等)
○内職	<ul style="list-style-type: none"> 家内労働法の適用を受ける場合
○就学	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に定める学校に就学している場合 <p>※自動車教習所や通信教育等を除く</p>
○職業(技能)訓練	<ul style="list-style-type: none"> 就労に必要な技能習得のため職業訓練施設で訓練を受けている場合
○求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動(起業準備含む)を継続的かつ日午後にも行っている場合
○片道通勤(通学)時間	<ul style="list-style-type: none"> 自宅から就労(就学)場所までの移動時間 <p>※移動時間の確認に当たっては、地図システムで確認を行うため、朝の通勤時等の交通渋滞を考慮しない</p>
○一人保護者	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親(未婚・死亡・離婚・行方不明・拘禁離婚調停中等) 単身赴任(就労のための県内居住地(県内住所地)が申込児童の住所地から自動車を用いて最も合理的な経路で2時間以上離れている場合を含む) <p>※上記すべて、祖父母等と同居している場合は、含めない</p>
○世帯員	<ul style="list-style-type: none"> 父母及び令和8年4月1日時点で18歳以上65歳未満の

	<p>同居（同一敷地内含）している祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母・兄・姉 等 ※児童からみた続柄</p>
○同居	<ul style="list-style-type: none"> 生計の同一の有無あるいは扶養の有無は関係なく、同一家屋に居住している場合 同一敷地内に別家屋で居住している場合
○障がいを有する児童	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、児童通所サービス受給者証のいずれかの交付を受けている児童の場合 特別支援学級に在籍（予定含）している児童の場合 通常の学級に在籍（予定含）しており、通級による指導を受けている（予定含）児童の場合 心身の発達に気になる点等があり、医師の診断により特別な配慮が必要な児童の場合 等 ※診断がついていない児童や医師の診断がない児童等は除く
○配慮が必要な疾病を有する児童	<ul style="list-style-type: none"> 小学校において医療的ケアの実施を受けている（予定含）児童の場合 医療的ケアに該当しないが疾病のために特別な配慮を要すると医師の診断がある児童の場合 等
○社会的擁護などが必要な児童	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の対象児童であり、児童虐待やDVのおそれ等がある児童の場合 市健康対策課又は市福祉事務所からの保育の必要性が高い等と意見書の提出がある児童の場合 等
○日中	<ul style="list-style-type: none"> 午前9時頃から午後6時頃までを指す ※日中午後は、正午から午後6時頃までを指す
○特に保育の必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 父母及び祖父母等の就労等がない場合や入会基準を満たさない場合において、障がいを有する児童、配慮が必要な疾病を有する児童や社会的擁護が必要な児童で、児童クラブでの保育の必要性が特に高いと認められる場合 等